

学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則第46条の規定に基づく学生の懲戒に関して必要な手続きを定めるものとする。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止すること。
- (3) 退学 退学させること。この場合、再入学は認めない。

(懲戒の発議)

第3条 懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生が所属する学科の学科長又は研究科の副研究科長(副研究科長をおかない研究科にあつては研究科長)は、その事実関係を速やかに確認し、学部の学生にあつては学生委員会に、大学院の学生にあつては研究科運営会議に報告しなければならない。

- 2 学生委員会又は研究科運営会議(以下「学生委員会等」という)は、懲戒処分が必要であると認めたときは、事実関係について必要な調査を行い、調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学部の学生にあつては教授会、大学院の学生にあつては研究科教授会(以下「教授会等」という)に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学科に関わる場合の懲戒手続)

第4条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学科及び研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、学生委員会等が行う事実関係の調査に際して、各学科及び研究科は相互に連絡調整し協力するものとする。

(弁明)

第5条 学生委員会等は、第3条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第6条 学長は、第3条第2項により学生委員会等から発議があつたときは、教授会等の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 教授会等は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第7条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。
- 3 前項の通知を行った場合は、当該学生の保証人に対し、通知の写しを内容証明郵便により送付するものとする。

(懲戒の発効)

第8条 懲戒の発効日は、懲戒処分書交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの

限りでない。

(無期停学の解除)

第9条 学生委員会等は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、教授会等に停学の解除を発議することができる。

- 2 前項の発議があったときは、学長は、教授会等の議を経て、停学を解除する。
- 3 停学の解除の通知及び発効については前2条の規定を準用する。

(再調査)

第10条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再調査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再調査の可否を教授会等に付議するものとする。
- 3 教授会等が再調査の必要があると認めたときは、学長は、学生委員会に再調査を要請するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の学生規程により行われた懲戒処分は、この規程により懲戒処分されたものと見なす。